

愛媛県土木部公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務委託 最低制限価格制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、愛媛県土木部が所掌する公共事業に必要な土地の取得に伴う公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務（以下「公共嘱託登記業務」という。）の競争入札における低価格の入札に関し、公共嘱託登記業務の契約の内容に適合した履行の確保を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）及び愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）第134条の規定に基づく最低制限価格の設定等最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 この要綱の対象は、競争入札により落札者を決定する公共嘱託登記業務とする。

（最低制限価格の算定）

第3条 前条に規定する公共嘱託登記業務の契約に係る最低制限価格は、別表に掲げるところにより算出した額とする。

- 2 契約担当者（愛媛県会計規則第2条第6号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、規則第134条第2項の規定に基づき、前項の規定により算定した最低制限価格を、書面に記載するものとする。

（最低制限価格の事後公表）

第4条 前条第1項の規定により算定した最低制限価格は、契約の締結後に公表するものとする。

（落札者の決定）

第5条 入札価格が最低制限価格に110分の100を乗じて得た額を下回る場合は、契約担当者は、当該入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定するものとする。

- 2 前項の予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は、抽せんによるものとする。

（落札者決定の通知）

第6条 契約担当者は、前条の規定により落札者が決定したときは、当該落札者に対し落札者決定の通知を行うものとする。

- 2 落札者以外の者に対する落札者決定の通知及び前条第1項の規定により落札者としなかった者に対するその旨の通知は、愛媛県ホームページにおいて入札結果を公表することをもって代えるものとする。

（入札参加者への周知）

第7条 契約担当者は、規則第132条第1項の規定による一般競争入札の公告をし、又は規則第144条第2項の規定による指名競争入札参加者の指名及び通知（以下「入札公告等」という。）をするにあたっては、次の各号に掲げる事項について、当該事項を県ホームページに掲示するなどして周知を図るものとする。

- (1) 最低制限価格が設定されていること。
- (2) 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者となれないこと。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う公共嘱託登記業務委託について適用し、同日前に入札公告等を行った業務委託については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月28日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年4月1日以降に契約を締結する案件について適用し、同日前に契約を締結する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 令和元年6月13日から令和元年9月30日までに契約を締結し、令和元年10月1日以降に引渡しを行う案件で、予定価格の算定にあたり消費税（地方消費税を含む。）を10パーセントで算定しているものについては、第5条の「108分の100」を「110分の100」と、別表及び欄外の「1.08」を「1.1」として、同条及び同表を適用する。
- 2 この取扱いについては、令和元年9月30日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年9月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年10月1日以降に契約を締結する案件について適用し、同日前に契約を締結する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う公共嘱託登記業務委託について適用し、同日前に入札公告等を行った業務委託については、なお従前の例による。

別表 最低制限価格の算定方法

区分	計算式	備考
公共嘱託登記業務	$(\text{人件費} + \text{材料費} + \text{諸経費} \times 0.3) \times 1.1$	ただし、左欄の計算式により算出した額が予定価格に8/10を乗じて得た額を下回る場合にあつては、予定価格に8/10を乗じて得た額を、予定価格に9/10を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に9/10を乗じて得た額を、最低制限価格とする。

(注) 費目毎に所定の率を乗じたもの（円未満は切捨て）の合計に、1.1を乗じた額（円未満切捨て）とする。